

第40回休眠預金等活用審議会議事録

1. 日時：令和5年9月6日（水）10:30～11:18
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
（委員） 高橋会長、清原委員、白井委員、野村委員、萩原委員、林委員、水口委員
（専門委員） 小河主査
（内閣府） 田和事務次官、井上内閣府審議官、福田休眠預金等活用担当室室長、
田中休眠預金等活用担当室参事官
（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）
二宮理事長岡田専務理事、大川事務局長
4. 議題：1. 休眠預金等活用審議会の運営について
2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針の改正について

○福田室長 それでは、ただいまより第40回「休眠預金等活用審議会」を開会いたします。
本日はオンライン開催とさせていただきます。皆様、お忙しい中御参加いただき、誠にありがとうございます。

最初に、オンライン会議に関するお願いをさせていただきます。

ハウリング防止のため、御発言者以外はマイクをミュートにいただき、御発言者はその都度マイクをオンにさせていただくよう御協力のほどお願い申し上げます。

御発言を御希望の方は「手を挙げる」のマークを押していただくようお願いします。

本日は委員改選後初めての審議会でございますので、会長が互選されるまでの議事進行は内閣府で務めさせていただきます。

議事に入る前に、内閣府の事務局において人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。

まず、私でございますが、7月7日付で内閣府休眠預金等活用担当室室長を拝命させていただきました福田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

また、8月1日付で参事官の田中が着任しております。どうぞよろしくお願いたします。

次に、8月21日付で休眠預金等活用審議会の委員及び専門委員に改選がございました。事務局から御紹介させていただきます。参考資料1を御参照願います。

委員につきましては、新たに石井雅也委員、林敬恭委員、水口剛委員に加わっております。

専門委員につきましては、小林味愛専門委員に加わっております。

本日は改選後の初めての審議会でございますので、委員の皆様方から簡単に一言ずつ御挨拶を頂戴できればと存じます。私から五十音順に御指名いたしますので、よろしくお願

いたします。

まず、石井雅也委員でございますが、本日は御欠席となりますので、清原慶子委員からお願いいたします。

○清原委員 皆様、こんにちは。杏林大学客員教授の清原慶子です。

2003年から2019年まで東京都三鷹市長を務めておりました。前期に引き続き委員をお引き受けいたしました。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

続きまして、白井智子委員、お願いいたします。

○白井委員 白井智子です。新公益連盟の代表をしております。

この休眠預金活用は初期から関わらせていただいておりますが、ずっといつ始まるのと言われていた出資の部分がやっと始まるということで、ようやくこれから本格活用かということで期待をしております。一方で、市場性が低い事業が切り捨てられるのではないかなという不安の声も聞こえてまいりますので、そうならないように、またここでの議論をしっかりとしていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

続きまして、高橋進委員、お願いいたします。

○高橋委員 日本総合研究所の高橋です。

これまで同様、よろしくをお願いいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

続きまして、野村修也委員、お願いいたします。

○野村委員 中央大学法科大学院で教授をしています野村です。

この制度については、最初の制度設計のところから参画させていただいていまして、今後ともさらなる拡大ができるように期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○福田室長 ありがとうございます。

続きまして、萩原なつ子委員、お願いいたします。

○萩原委員 国立女性教育会館及び日本NPOセンター代表理事の萩原と申します。

初期から関わっておりますが、ソーシャルセクターの強化にさらにつながるような議論ができればと思ひています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

服部篤子委員は欠席でございますので、続きまして、林敬恭委員、お願いいたします。

○林委員 今般、委員を拝命いたしました福岡銀行の林と申します。

現在7月から全国地方銀行協会の一般委員長を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

程近智委員は御欠席でございますので、続きまして、水口剛委員、お願いいたします。

○水口委員 高崎経済大学の水口と申します。

今回からこちらの審議会に加わることになりました。私はサステナブルファイナンス、ESG投資、インパクト投資という分野と深く関わっておりまして、そういった観点から参加できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は小河光治専門委員、JANPIAから二宮理事長、岡田専務理事、大川事務局長にも御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事1に入ります。

まず、会長の互選を行いたいと思います。

休眠預金等活用法第39条第1項の規定により、会長は委員の互選で選任することとなっております。委員の皆様にお伺いします。どなたか御推薦はございますでしょうか。

清原委員、お願い申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

私は会長には引き続き高橋委員にお務めいただくことをお願いいたしますとともに、委員の皆様の御賛同をいただきたくお願い申し上げます。

高橋委員は幅広い御知見を基に、5年見直しが大きな課題であった前期においても熱心な審議と円滑な運営を進めてくださいました。今期の本審議会が果たすべき使命につきましても、ぜひ高橋委員に会長をお引き受けいただきまして、充実した審議をリードしていただきたいと思います。どうぞ委員の皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○福田室長 ありがとうございます。

野村委員、お願いいたします。

○野村委員 一瞬、清原さんに後れを取ってしまいまして、私自身も高橋さんを推薦しようと思ったのですが、先に推薦がありましたので、サポートに回らせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

清原委員、野村委員より高橋委員を会長にとの御発言がございましたが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(首肯する委員あり)

○福田室長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員に休眠預金等活用審議会会長に御就任いただきたいと存じます。

それでは、以後の議事進行につきましては、高橋会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

引き続き務めさせていただきたいと思います。休眠預金制度をよりよいものにすべく引き続き頑張っていきたいと思っております。

では、議事1を進めたいと思います。

休眠預金等活用法第39条第3項の規定に基づき、会長代理を指名させていただきたいと思いをします。

これまでに引き続き程委員に会長代理をお願いしたいと存じます。なお、本日、程委員は御欠席されていますので、後日、事務的に伝達いたします。

次に「休眠預金等活用審議会ワーキンググループの設置」、この規定に従い、ワーキンググループの主査を私から指名させていただきたいと思いをします。

前体制に引き続き小河専門委員をお願いしたいと存じますが、小河委員、お受けいただけますでしょうか。

○小河専門委員 ありがとうございます。引き続きお受けさせていただきます。

○高橋会長 快諾ありがとうございます。

小河主査から一言御挨拶をお願いできればと思います。

○小河主査 皆さん、おはようございます。

私もこの休眠預金、専門委員として最初から関わらせていただいて、なかなか最初はよく分からない部分もございましたけれども、本当に皆さんのお力添えもいただきながら、ここまで御一緒させていただきました。

先日、専門委員のワーキンググループも開催されまして、新しい方にも入っていただきながら、皆さん同様に、この休眠預金を十分今後も幅広く活用していただくために、私も専門委員も尽力したいと思いますので、どうか引き続きよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

次に、ワーキンググループの主査代理を私より指名させていただきます。

こちらにつきましても、前体制に引き続き曾根原専門委員をお願いしたいと存じます。曾根原委員には、後日、事務的に伝達いたします。

続きまして、審議会における議論の進め方について一言お伝えいたします。

休眠預金等活用制度においては、常に現場の状況を把握しながら議論を進めることが肝要だと考えます。このため、前体制に引き続き、原則として、審議会に先立ちワーキンググループを開催することを通例としたいと考えております。

また、休眠預金等活用制度は、議員立法によるものであり、関係議員の御関心が高いことから、休眠預金活用推進議員連盟においても並行して議論が進められることになると思っています。その状況については、事務局から必要に応じて報告を求めたいと思いをします。

続いて、審議会の参加規程について、事務局より御説明をお願いします。よろしく願いいたします。

○田中参事官 それでは、参考資料3を御覧ください。休眠預金等活用審議会の参加規程でございます。

審議会の事務として民間公益活動促進業務の実施状況を監視するという観点から、その中立性・公正性を確保するため、以下の2つの措置を講じてございます。

まず、指定活用団体等の役職員等への兼職の制限についてでございます。真ん中に表がございますけれども、指定活用団体につきましては、役職員、評議員、設立者、外部専門家を兼ねることができないという規定になってございます。続きまして、資金分配団体又は実行団体の役職員、評議員、設立者を兼ねることができないという規定になってございます。

次に、委員が所属する団体の申告・公表についてでございます。任命日より起算して3年以内に所属していた団体、今、所属している団体あるいは自らが設立者である団体について申告いただたくことになっております。また、仮に所属する団体について、その職務と利益相反が生じるおそれがある場合は、自己申告いただたくことになってございます。こうした自己申告に基づき、審議事項等に特別の利害関係を有すると判断された場合は、審議及び議決又は調査から除外することが、参加規程第4条に規定されています。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

議事1はこれで終了したいと思います。

なお、本日の資料及び議事録は、会議後速やかに公表することといたしますので、御承知おきください。

それでは、議事2に入ります。

まず、内閣府から御説明いただき、次に、ワーキンググループの小河主査から審議会に先立って開催されたワーキンググループの議論の概要について御報告いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、内閣府より御説明いただきます。よろしく申し上げます。

○田中参事官 まず、資料1のスケジュールについて御覧いただければと思います。

休眠預金等活用制度の改正法が6月の通常国会で成立して、6月30日に公布になってございます。今後の作業としましては、改正法を踏まえまして、基本方針等を改定するという作業になってございます。

今回御審議いただくのは、基本方針の改定でございます。スケジュールのところを御覧いただくと、基本方針の改定（Ⅰ）となっておりますけれども、これについて今回御審議いただくということでございます。右側に改定（Ⅱ）となっておりますけれども、こちらは出資の部分でございます。出資の部分はもう少しお時間をいただいてから御議論を開始したいと考えてございます。

今回御議論いただく基本方針の改定につきましては、この審議会の後には可能であればパブコメにかけさせていただいて、10月末の改定を目指して引き続き検討していくということになってございます。一方で、出資の方でございますけれども、こちらは10月ぐらいから検討を開始して、12月末までにその部分の基本方針の改定を目指してございます。それぞれの基本方針の改定に合わせて、年度ごとに作成する基本計画あるいはJANPIAが作成する事業計画も改定していくことになります。

改正法の施行ですけれども、12月末を目指すことにしてございます。そして、来年の1月から活動支援団体・出資について公募が開始できるようなスケジュールで進めたいと考えてございます。

スケジュールについては以上でございます。

それでは、今回の基本方針の改定の主なポイントについて御説明をいたします。

まず、一つの目玉である活動支援団体の創設についてでございます。資料2はその団体のイメージを1枚紙にしたものでございます。

目的でございますけれども、支援先の団体、支援対象団体と呼んでおりますけれども、実行団体あるいは資金分配団体に加えて、これから制度に入ってこようとする団体及び個人も含むということになってございますが、そうした団体等が目指すべき姿あるいは実現したい事項に対して、非資金的支援を提供するというものでございます。

支援の内容でございますけれども、大まかに3つ掲げさせていただいております。最初でございますけれども、組織基盤の整備あるいは事業の立ち上げに必要な支援ということで、例えば関係規程の整備や事業形成に関する助言です。次に、既に事業は立ち上げたのだけれども、さらに専門性を身につけたいという団体につきまして、例えば成果評価、ファンドレイジングあるいは人材のネットワーキングみたいなところを支援していくというのが2番目でございます。3番目が、プログラムオフィサー的なものをイメージしてございますけれども、例えば事業の立ち上げから終了まで伴走型で支援していくといった形が考えられると思っております。

真ん中の「助成スキーム」、青いところでございますけれども、こちらは基本方針というよりはJANPIAの事業計画に書くレベルのものでございます。その図にあるとおり、指定活用団体から今回活動支援団体に対して助成をすることになってございます。まず、選定の方式でございますけれども、指定活用団体が公募により活動支援団体を選定するスキームを想定してございます。事業期間につきましては、支援の内容によって幅がありますので、事業期間についても1年から3年と幅を取った期間を想定してございます。助成の規模については、右側の赤い矢印の部分でございますけれども、1活動支援団体当たり数千万円程度ということで、費用の中身としては、プログラムオフィサー等の人件費、旅費あるいは研修費用等の直接事業費、プラス管理的経費といったものを想定してございます。続いて、自己資金の確保でございますけれども、こちらは資金分配団体と同様に、2割ということは必須とせず、公募審査の総合評価の一要素にとどめるということを想定してございます。

続きまして、「評価」でございます。支援対象団体は、自らの課題に応じてきちんと目標を設定していただいた上で、その達成度あるいは受けた支援の効果などをきちんと活動支援団体に定期的に報告し、公表していただくことを考えております。

続いて、活動支援団体でございますけれども、そうした支援先の団体からの報告についてきちんと点検・検証することとともに、自らが実施した非資金的支援の支援手法の有効

性についても自己評価をして、その結果を公表することを想定してございます。

続きまして、資料3を御覧ください。こちらはJANPIAから資金分配団体への助成額についての中期目標でございます。

昨年の12月の対応方針におきまして、これまで年度ごとに助成額の上限等を決めておったのですけれども、数年先についても中期目標を示すようにということになっており、今回初めて示すものでございます。模式図になってございますけれども、左側、令和元年度から令和4年度、緑の箱になってございますけれども、こちらが通常枠の推移でございます。令和元年度に制度が始まって29.8億円からスタートして、令和4年度で39.9億円ということで、今、上限額は40億円ですので、ぎりぎりのところまで来ているところでございます。

その上に乗っかっている赤い箱でございますけれども、こちらが緊急枠ということで、新型コロナあるいはウクライナ情勢を受けた物価高騰枠ということで、1年の事業として緊急的に措置したものの、こちらが4年間のトータルで90億円となっております。

令和5年度からでございますけれども、令和5年度につきましては、現時点で第1回の公募を終えたところでございますけれども、第1回の公募で採択されたものが39億円近くあるということで、は第2回もございますので、令和5年度を50億円と仮に見積もり、伸びについてはこれまでの趨勢、年10%ぐらい伸びていくと想定した場合に、令和5年度から令和9年度でトータルすると約300億円となります。ですから、この額を5年間のトータルの目安とすることを示した上で、資金需要の動向などを踏まえ、令和8年度、中間年に見直しを行うことで考えてございます。

赤の矢印、上に出ていますけれども、緊急枠については引き続き機動的に追加で措置をするということも基本方針に書き込んでございます。

続きまして、資料4でございます。

今、申し上げた2つが主なポイントになりますけれども、1ページは12月の対応方針に掲げた見直し事項でございまして、左側が法改正事項、右側が運用事項になります。今、申し上げた活動支援団体の創設については、②でございます。今後御議論いただく出資につきましては、③になってございます。運用事項につきましては、助成限度額（通常枠）の決定方法ということが、⑦に書いてございます。

2ページをお願いします。基本方針の改定内容でございます。まず、基本方針の初めの方に各団体の役割を明記してございます。第1層である指定活用団体JANPIAの役割でございますけれども、今回新たに活動支援団体が加わるということでございまして、JANPIAとしては、資金分配団体だけではなく、活動支援団体が行う活動もきちんと俯瞰して、最適な資金支援を実施するといったことを加えてございます。

第2層、左側、活動支援団体の創設でございますけれども、こちらは全くの新規でございますので、新たに記述を加えてございます。中身については、先ほど説明申し上げた内容が含まれてございます。

右側が資金分配団体の役割、青のところがございますけれども、こちらは従来あるものなので、大きな修正点はございません。

3ページをお願いします。こちらは活動支援団体の創設ということで、それと今ある資金分配団体を比較したものでございます。上の図を見ていただくと、まず、指定活用団体から活動支援団体、資金分配団体、第2層への資金の流れでございますけれども、資金提供方法について、活動支援団体に対しては助成のみを行うことにしてございます。資金分配団体につきましては、これまで助成を行ってきたところですが、今後出資に拡大をしていくということで、こちらについては10月以降に御議論いただくことになってございます。

こちらの自己評価のところですが、活動支援団体と資金分配団体の活動の中身が違いますので、そういったところで評価する内容は違いますが、両団体とも自らの活動を総合的に評価してそれを公表していくという点に違いはございません。

続いて4ページ、支援先の方の支援対象団体と実行団体の比較をしたものを御覧ください。まず、選定方法につきましては、支援対象団体につきましては、対象団体の組織・活動上の課題であるとか、あるいは要請する支援の内容・規模がきちんと具体的に明記されているかどうかというところが選定の一つの基準になるかと思えます。一方で、実行団体は、支援の出口に向けた工程であったりとか、課題の解決方法、あるいは評価の実施方法などについてきちんと示されているかという点になります。

あと、実行団体につきましては、従来ガバナンス・コンプライアンスを求めているところがございます。第3層の一番右下のところがございますけれども、ガバナンス・コンプライアンス体制の責任者を設置するというのを求めています。支援対象団体につきましては、これから入ってくる団体や個人なども含まれ、あるいは求める支援の中でガバナンス・コンプライアンス体制をまさに関係規程で整備したいという団体も含まれるため、一律には求めないということにしております。

1点、評価のところがございます。実行団体については、インパクト評価を求めているところがございます。ただ、活動支援団体につきましては、事業の評価というよりは、受けた支援について、ちゃんと自らの目標に近づいているか、それがどこまで達成できるかといったことをきちんと自らが把握して、活動支援団体に報告して、その結果を公表していくといったことで「見える化」を図っていきたいと考えてございます。

5ページ、最後のページになります。今回の法改正事項を踏まえて、基本方針等の修正をしております。例えば目的規定にソーシャルセクターの担い手の育成の明記というものが入りましたので、それについては基本方針できちんと書き込んでございます。法の見直し規定についても、5年後見直すというところについて基本方針にも書き込んでございます。

最後、国際協力への支援でございますけれども、これまで休眠預金制度の中では国内活動に限定ということが入っておったのですが、今回国外活動についても認めるとい

うことになってございますので、その部分を記述してございます。国外活動については、その箱に書いてございますとおり、外交政策との整合性、団体の安全性確保あるいは実効的な監督・評価が可能かどうかといったことから個々の事業ごとに判断する旨、記載をしてございます。

基本方針の改定のポイントについては以上でございます。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、ワーキンググループの小河主査から資料6の第20回ワーキンググループの議論の概要について御報告をいただきたいと思えます。

○小河主査 それでは、先日行われました第20回休眠預金等活用審議会ワーキンググループの議論の概要をお伝えしたいと思います。

先日の議論の中でも1時間の時間が短いほど全専門委員の方々から活発な意見が出ました。

まず、1番目は活動支援団体についてですが、支援対象団体のニーズと活動支援団体の支援内容との間にミスマッチが生じないように、支援内容は柔軟に対応できるようにすべきという意見、2点目が、同一団体が活動支援団体と資金分配団体を兼ねる場合、資金の区分経理や公募審査の公平性などを確保する仕組みが必要、3点目、支援対象団体に対する監督は、当該団体が萎縮しないよう、厳し過ぎないものとすべきという点です。

大きな2番目、休眠預金制度全般についてです。1点目が、本制度が5年間、着実に拡大し、助成額の増額や活動支援団体の創設、出資の実現などの段階に進んでいる状況に安堵しており、今後もさらなる発展を期待、2点目は、地域活性化の分野などは制度の認知度がまだ低く、制度の普及に向けた広報が重要である、3点目、民間公益活動の担い手同士が定期的に横でつながることができる枠組みがあるとよい、4点目、資金分配団体・活動支援団体が支援業務に注力できるよう、デジタル化の活用など付随的な事務作業の負担軽減につながるような工夫をするべき、最後、5点目、実行団体・支援対象団体に対して求める評価が、厳格になり過ぎて、かえって所期の活動目標が見失われることがないように、評価の仕方の工夫が必要などという意見がございました。

以上です。

○高橋会長 御報告ありがとうございます。

では、意見交換に移りたいと思えます。今までどおり、御発言されたい方は「手を挙げる」ボタンを押していただいて、こちらに表示いただきましたら、私から指名させていただきます。

萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 ありがとうございます。

今のワーキンググループからも意見があったのですが、評価のところですね。特に今回新たに活動支援団体ということで出てくるわけですが、この支援対象団体の評価を

どのように位置づけるか、どのような指標にするかがとても大事な問題になってくるかと思えます。例えば資金を得て、そして、活動できるような団体を育てるという大きな意味合いもあったかと思えますので、そのときの評価が、例えば個人のエンパワーメント、組織のエンパワーメントというだけではなくて、そういった資金を得られてソーシャルセクターの機能強化に寄与できるようになった一つの指標として、資金分配団体に手を挙げられたとか、あるいはほかのいろいろな民間の助成プログラムに手を挙げられるように、そこまでいろいろなものを書けるようになったとか、そういった目に見えるような指標も踏まえて、ここの評価の在り方をしっかり考えていく必要があるかと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○高橋会長 ありがとうございました。

続いて、野村委員、お願いします。

○野村委員 ありがとうございます。

今、萩原委員からもお話がありましたように、私も評価のところ重要な点だと思っています。今、お話があったのは、活動支援団体の評価の一つとして、その支援したところがきちんと自立的に資金を得られるような団体になった件数が積み上がっていくことの御示唆があったのだと思うのですけれども、下手をすると、例えば活動の支援をしているのでアウトプット型で何回訪問しましたとか、そのような形の評価軸になってしまうことが危惧されます。これだと、成果が得られなくても多数の訪問をしましたということになってしまいますので、きちんとしたアウトカムを明確に描いていくこと、つまり、ロジックモデルみたいなものをしっかり決めて、自分たちのやるべき事柄を明確化させて、そこに数値目標を設定していくということをしていくことが必要なのではないかと思います。これは実行団体も何をもって成果とするのかは永遠の課題で、ずっとやってきた話で、インパクトをどう評価するかという問題ではあるわけですが、これと併せて、新しいこの活動支援団体についての我々の目線についても、少し議論を深めたほうがいいのではないかと思います。

もう一点、長くなって恐縮ですが、活動支援団体で、先ほど専門委員からもありましたように両方を兼ねる、要するに、お金を出す側に回ることで、どうしても自分の育てた人を優遇したくなる気持ちが起こりますので、ここのコンフリクトをきっちりと整理することが必要だと、利益相反を整理する必要があると思います。ただ、それは兼ねる団体だけではなくて、実は活動支援団体が存在していると、どうしてもできれば自分が育てたところを何とかしてほしいという動きが出てくる可能性があるもので、そこでの接触をどうしていくのかという問題もあろうかと思います。また、活動支援団体は、実は資金分配団体のサポートもするという制度設計になっていますので、そうしますと、資金分配団体のサポートをしながら、一方で、新しい対象団体も支援していると、いつの間にか両者をマッチングさせたいという可能性もあるので、結構それは難しい問題だと思うのです。だから、単に兼ねている団体だけの問題ではなくて、総合的にここの審査の適正性については

もう少し議論を深めたほうがいいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

資料4の休眠預金等活用法の令和5年改正等を踏まえた基本方針の改定について申し上げます。

まず、昨年度の休眠預金等活用審議会での審議、そして、議連の皆様の御検討により、今年の6月に休眠預金等活用法の令和5年改正が粛々に行われました。それを踏まえて、出資を除いて基本方針の改定についてパブリックコメントに入ることに賛同します。

見直し事項については、資料4の1ページにまとめられていますように、もちろんどの内容も重要ですが、私は特に①法の目的規定にソーシャルセクターの担い手の育成が明記された点は極めて重要と思います。それを実現するために、法改正事項のほかの5点及び運用事項が必要なことを改めて確認しました。

まず、②の活動支援団体の創設について申し上げます。もちろん②の項目というのは、それぞれに以降の項目と有機的に関連していると思いますが、特にガバナンス・コンプライアンスや評価は重要であるという点は野村委員もおっしゃったとおりですし、ワーキンググループでもこの点について御意見があったということは、本当に重要なポイントだと私も同感させていただきます。特に資金分配団体の支援を受けている団体においても活動支援団体の支援を重ねて受けることによってソーシャルセクターの質の高さを確保できるという点は、メリットだと思います。また、資金分配団体が活動支援団体を兼ねることから、ワーキンググループで問題提起があったように、同一団体が活動支援団体と資金分配団体を兼ねる場合に、その資金の区分経理や公募審査の公平性などを確保する仕組みが重要であるという点は、本当に御指摘のとおりだと思います。これは初めての経験となるわけですが、私たちは一貫して各団体が適切なソーシャルセクターとして質を高めながら活動していただくことを支援するという理念に基づくのであるならば、今後活動支援団体と資金分配団体のそれぞれが正規にきちんと公平に取り組めるような支援を、この審議会でも検討していけたらと思います。

③の出資の実現については、本当にニーズがあったことですので、望ましいことだと思いますが、一定の慎重な検討が必要だと思いますので、検討にこの項目には特に時間をかけるという事務局の提案に賛同します。

最後に、国際協力について申し上げます。5ページに明記してありますが、国際協力については、「対象は国内活動に限定されないけれども、国外活動については、外交政策との整合性、団体の安全性確保、実効的な監督・評価等の見地から個々の事業ごとに判断する」旨を記載という点は、大変に重要だと思います。まずは国内からよい事例が生まれることを期待します。例えば地域活性化の取組については、アフターコロナにおいて国際化に関係する取組が重要性、現実性を増すと考えられます。そこで、まず、こうした国内の

国際協力への支援の取組事例についての丁寧なフォローアップ、検証を通して、国外活動についての望ましい在り方を検討できればと思います。今、特に国際的に不穏なところがあることから、団体の安全性確保の点などは特に配慮が必要かと思いますが、萎縮しないで考えていければと思います。

お時間をいただきありがとうございます。以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、白井委員、お願いします。

○白井委員 ありがとうございます。

先ほど小河主査から御報告をいただいたワーキンググループの内容をきっちり尊重していくことが、非常に重要であると考えております。いわゆる支援や伴走がかえって現場のおもしろくなってしまって、本来の活動を阻害することにならないように、非常に慎重な対応が必要だと思っております。その意味で、以前にもワーキンググループに労をお取りいただき、資金分配団体や活動支援団体のヒアリングをしていただいたというのが非常に良かった、有効だったと考えております。どういう課題があるかをちゃんと聞き取った上で、PDCAを回していくことが非常に重要だと思っております。今後もそのような形をお願いできればと考えております。

実は今回また新しく資金分配団体に選ばれた団体から個別にフィードバックをいただいた中でちょっと残念だったのが、これから一緒に社会をよくしていきましょうというコンテキストがあまり感じられなくて、めちゃくちゃ管理します、めちゃくちゃルールに従ってくださいというような、そういうコミュニケーションが非常に印象に残ってしまったというフィードバックをいただいて、それは非常にもったいないことだと思っております。以前もお話が出ていましたけれども、この休眠預金活用事業が何のために行われているのか、どういうことにしっかりお金を使っていくのかの議論は、最初に終わった議論ということではなくて、またこうやって新しく入ってきていただく方がいらっしゃることを前提に、引き続き時代に合わせた形で議論を続けていくべきだと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、水口委員、お願いします。

○水口委員 ありがとうございます。

今回から初めて参加ということで、少しとんちんかんなところはあるかもしれませんが、2点申し上げます。

従来の資金分配団体も現実的には既に活動支援的なことを一緒にしてきたのだと思うのです。それはある種、付随的な活動としてそういうことをしてきたのだと思いますし、活動支援団体も今回活動支援団体という定義をつくりましたが、もちろんそれ以前から存在している団体が活動支援団体になるということで、当然ながら今までも何らかの活動支援をしてきた人たちということなのだろうと思います。つまり、この休眠預金制度がある

よりも前からNPOの活動は様々になされていて、お互いに支援を、NPOセンターもそうだけれども、そういう支援をされながらいろいろしてきた、そこにこの休眠預金の制度が入ってきて、この活動支援団体の特定の部分は活動支援ですと指定するという事なのかと。この辺の従来してきたことの上乗せで助成金がついていくというのは、それはそれでよいことなのだろうと思いますけれども、少しその辺の整理をしないとイケないのかなという気が何となくしております。漠然としたコメントで申し訳ありません。要は、今までずっとしてきたことに何か新しいものが付け加わる制度なのか、その辺が少し気になりましたということが1点目です。

2点目は評価の問題で、御指摘のようにアウトプットベースでの評価は非常に形式的なものになりがちなので、今、アウトカムやインパクトということが言われるようになってきていると思います。一方で、このインパクト自体を比較可能な形で評価するのは非常に難しいということで、インパクト投資の世界ではむしろインパクト戦略、セオリーオブチェンジといまして、どういうセオリーでインパクトを与えていくのかというロジックモデルをきちんと示す、そのロジックモデルが評価されて、そのとおりにきちんと活動がなされているかどうかを評価していく、こういう見方が主流になりつつあると思いますので、JANPIAで団体を評価する際に、その戦略の整合性など、そういうところに少し視点を持っていただくと本当はいいのかという感じがしております。

私からは以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

今日、短い時間のコメントでしたけれども、重要なことを随分いただいたと思います。新しくできる支援団体の支援の評価の仕方、それから、両方兼ねている場合の公平性の確保、この点について、これから引き続き私どもとしても、きっちり議論していかないといけないということを改めて思いました。

それから、白井委員と水口委員からございましたけれども、現実に既に活動している団体もあるので、そういったところでどういう影響なりインパクトが出るのかについて考えなくてはならないということです。そうしたことも含めてまず、ワーキンググループでヒアリングしていただくべきかと思えます。

最後ですが、ロジックモデルの重要性を改めて御指摘いただきましたけれども、評価するときに、まさに結果だけを評価するのではなくて、そもそもどういうロジックモデルだったのか遡って考えていく、あるいはそもそもロジックモデルがきちんとできているかというところ、そこを評価していく、評価の軸に加えていく必要がある。非常に重要な御指摘だと思いますので、これもこれからの議論に生かしていきたいと思えます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いただいた時間はまだありますけれども、御意見がないようでしたら、これで意見交換は終了させていただきたいと思えます。

それでは、事務局から連絡をお願いします。

○田中参事官 どうもありがとうございます。

今回の基本方針の改正案につきましては、本日の御意見等も踏まえ、パブリックコメントに付し、次回の審議会において、その結果を御報告させていただきます。

次回の日程につきましては、後日、事務局より御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございました。

それでは、これにて本日の議事は全て終了いたします。どうも御参加をありがとうございました。御退室いただいて結構でございます。